

Title	荻生徂徠素人の読み方：『政談』を学ぶ
Sub Title	On Ogyu Sorai's Seidan
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.105, No.3 (2012. 10) ,p.481(199)- 497(215)
JaLC DOI	10.14991/001.20121001-0199
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20121001-0199

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

荻生徂徠 素人の読み方

——『政談』を学ぶ——

寺 出 道 雄

（一）はじめに

荻生徂徠（1666–1728 年）の『政談』——徳川八代将軍・吉宗の下問に答えて、1726（享保 11）年頃に成る——は、実に不思議な書物である。⁽¹⁾

と言うのは、300 年近くも昔の享保期に著わされた『政談』は、筆者のような近世日本思想史の門外漢が読んでも、大変に「面白い」からである。「面白い」という言葉が軽すぎると言うなら、読書のみでなく自らの見聞にももとづいた該博な知識を、平易な文体で纏めあげた同書に示された、徂徠の極めて強靱な思考力には驚くしかない、と言い換えてもよい。

本稿は、そうした『政談』を、できる限り徂徠自身の言葉を生かしながら、「素人」が、「素人」なりに読み解いてみようという試みである。したがって、本稿では、その姉妹作とも言うべき「太平策」——1721（享保 6）年に成る——から、注において 3 つばかりの引用をおこなう他は、『政談』を基本的には閉じたテキストとして取り扱い、徂徠の他の著作との関連等には踏み込まない。⁽²⁾すなわち、本稿は、徂徠ないし『政談』の本格的な「研究」といったものではない。本稿では、『政談』を学ぶ——と言うより、『政談』を学ぶことを通じて『政談』に学ぶ——のである。

以下、(二)の「旅宿の境界」では、徂徠の政治論・経済論が集中的に論じられている『政

(1) 徂徠の詳しい生涯については、平石（1984）を参照。

(2) より広く近世日本経済思想史上の徂徠については、小室（2007）を参照。

談』の巻一・巻二を中心として、もっぱら稿の短縮化を図るために、その叙述を一旦分解し、そのうえで論旨を整理し直して纏める。(三)の「物価と貨幣」では、その政治論・経済論のうちから、物価論・貨幣論を取りだして、同様の方法で、若干詳しく読む。⁽³⁾(四)の「ユートピア」では、『政談』が今日に示唆すると思われる論点について考える。

(二) 旅宿の境界

1. 「治乱循環史観」と農本思想

以下では、『政談』を読むのであるが、その際、まず、徂徠の思考の根底に、「治乱循環史観」とも呼ぶべき歴史観と農本的な社会観が存在することに注目しておこう。

「治乱循環史観」について、徂徠は、こう述べる。⁽⁴⁾

「太平久敷続く時は、漸く上下困窮し、夫よりして紀綱乱れて遂には乱を生ず。和漢古今共に治世より乱世に移る事は、皆世の困窮より出る事、歴代のしるし鏡にかけて明か也。故に国天下を治むるに

は、先富豊かなる様にする事、是治めの根本なり。」(p. 86)

そうした治乱の循環があるから、「古の堯・舜・禹・湯・文・武の子孫も、今は絶うせて跡かたもなし。日本の昔、頼朝・尊氏の跡も今はなし」(p. 190)ということにもなるのである。

また、農本的な社会観については、彼は、こう述べる。

「都鄙の境なき時は、農民次第に商賈に変じゆき、国貧く成物也。農民変じて商人となることは、国政の上には古より大きに嫌ふ事にて大切な事なり。」(pp. 25-6)
「本を重んじ末を抑ゆるといふ事、是又古聖人の法也。本とは農也。末とは工商なり。」(p. 48)

こうした社会観は、次のような「極言」をも生むことになる。

「惣て商人は……元来不定なる渡世をする者」であるのに対して、「武家と百姓とは田地の外に渡世なし。常住なるものゆ

(3) 簡潔な『政談』の内容紹介としては、平石(2011)を参照。

(4) この「治乱循環史観」については、「太平策」に端的な叙述がある。

「何れの世とても風俗壊れ、奢侈長ずれば、上下共に困窮し、財用尽るゆへ、姦宄繁く、盜賊起り、乱世になること、万古一徹也。総じて治乱の道、治極りて乱れ、乱極りて又治る。天運の循環なれども、全く人事による也。上なる人愚庸になりて、下に豪傑あれば、世必乱る。乱極りて、人の心乱に厭くは、是治らんとする勢ひなり。この時に当りて、仁賢の徳ある人に、人望帰して天下を一統す。」(『太平策』 pp. 458-9)

ここで、徂徠が、治乱の循環を「全く人事による也」としていることは重要である。彼の歴史観は、歴史の法則性(「天運の循環」)は認めるものの、その具体的発現の様相は、超人間的な「原理」にもとづくものではない、とするものであったのである。

なお、「史観」とは、詰まるところ「科学」ではありえないから、「進歩史観」ないし「発展史観」のみが成立しうるものではないであらう。

へ、唯武家と百姓との常住に安穩なる様にするを治めの根本とす。商人の潰るるといふは、曾て構まじき事也。」(p. 155)

——それにしても、なぜ「聖人」でも「開幕の祖」でもない徂徠が、あるべき「治め」について提言しうるのであろうか。

徂徠は、初代将軍・家康について、こう讚美する。

「東照宮の御事は、御学問は遊さるる御隙も有まじけれ共、聖人の道に叶ひ給へる事共の多きは、誠に不思議なる御事にて、末々の御手本たるべし。」(pp. 178-9)

この讚美に、徳川家への阿諛は含まれていないであろう。しかしながら、彼にとって皮肉にも幸運なことは、「大坂御陣の翌年東照宮御他界被遊、間もなき事なれば、いまだ是迄の所」(p. 92) 十全には制法がなされなかったと言えることである。そうした事情によって、一介の儒者である彼が、武家の一員として、幕政をすらすら批評し、あるべき「治め」について提言しうることになるのである。

2. 歴史的推移

さて、以上のような歴史観・社会観のもとで、徂徠は享保期の現状の分析をおこなうのであるが、そうした享保期の現状はどのような形で形成されたのであろうか。

徂徠は、自らの見聞によって、元禄期を経済・社会の大きな変化の画期と捉える。

「御城下のはしはしに家居の立続きたる事、又田舎の末々まで商人一面に行渡た

る事、それがし覚へても専元禄已後の事也。」(p. 134)

「某幼少の時より田舎へ参り、十三年上総国に住て身にも様々の難儀をし、又様々の事を見聞し……十三年を歴て御城下に返りて見れば、御城下の風も拔群に替りたるを見て、書籍の道理をも考へ合せ、少しは物の心も付たる様なり。始より御城下に住つづけたらんには、自然と移る風俗なる故、うかうかとして何の心も付まじきと存候。」(pp. 64-5)

「げに御城下に常に住む高官世禄の人は、何の心至りもなく、又風俗につれて物をも得いはむも、是又余儀もなき事也と存候也。」(p. 65)

徂徠の父・方庵は、1679(延宝7)年に、後に五代将軍となる館林侯・徳川綱吉により江戸払いにされ、1692(元禄5)年に許されて江戸に帰還するまで、上総国に居住した。それにともなって、徂徠も、上総での居住と、江戸への帰還(1690(元禄3)年)を経験した。そうした彼の経験が、元禄期のブームを強く印象づけたのである。

そして、時代は、そうした元禄期のインフレーションと正徳期のデフレーションを経て、享保期を迎えることになる。

一方、幕府の財政について言えば、徂徠は、寛文期を変化の画期と捉える。

「公儀の御使用入るをはかりて出るを考ゆるに、もはや出る方多く成て、御蔵の金毎年一二万両程づつ足ず也。」(p. 134)「寛文の中頃より、はや世界そろそろとかやうなる筋にを

もむきたる」(pp. 133-4) ようになったのである。

3. 現状分析

こうした変化を経たものとしての享保期の経済・社会について、徂徠がまず注目するのは、先の引用でも触れられた、都市・江戸の膨張である。

彼は、都(江戸)のはずれには、本来、堀・土手ないし木戸を設けるべきであると言う。しかし、「元来此境不立故、何方迄が江戸の内にて、是より田舎なりと云境無之、民の心儘に家を建続るゆへ、江戸の広さ年々に広まりゆき、誰免すともなく、奉行・御役人にも一人として心づく人なくて、いつの間にか北は千寿、南は品川迄家続きに成たる也。」(p. 25)

こうした商品貨幣経済の拡大にともなう江戸や各地の城下町の膨張は、武家を含む人々の商品貨幣経済への依存をも強めざるをえない。そうした状況を捉えるために、徂徠が案出したキーワードが、「旅宿の境界」である。「旅宿の境界」とは、一まずは、先に見た農本的な理念からの乖離のことである。

そうした「旅宿の境界」という状況は、「諸国の民の工商の業をする者も、ぼていふり・日用取杯の遊民も、在所をはなれて御城下に聚まること、年々に弥増也」(p. 91)というように、庶民から大名・將軍までの生活を規定する現状となっている。

「諸大名一年替りに御城下に詰居れば、一年

はさみの旅宿也。其妻は常江戸なる故、常住の旅宿也。御旗本の武士も、常江戸にて常住の旅宿也。諸大名の家中も、大方其城下に聚り居て面々の知行所に居ざれば、皆々旅宿成上に、近年は江戸勝手の家来次第に多くなる。是凡武士といはるる程の者の旅宿ならぬは一人もなし。」(p. 91) すなわち、「武家御城下に聚居るは旅宿也。諸大名の家来も其城下に居るを、江戸に対して在所といへ共、是又己が知行所に非ざれば旅宿也。其子細は、衣食住を初め箸一本も買調ねばならぬ故旅宿なり。故に武家を御城下に差置時は、一年の知行米を売り払ふてそれにて物を買調え、一年中に使切る故、精を出して上へする奉公は、皆御城下の町人の為になる也。」(pp. 73-4)

「これのみならず公儀の御身上も同じく旅宿の仕かけ也。其子細は何もかもみな御買上げにて御用を被弁によりて也。」(pp. 91-2)

「是によりて御城下の町人盛になりて、世界次第に悪敷なり、物の直段次第に高直に成て、武家の困窮当時に至りては、もはや可為様なく成たり。」⁽⁵⁾ (p. 74) こうして、「近年世上物ごとに高直になり、面々の渡世難儀」(p. 24)となる。

4. 改革案

このように、「兎角金なければならぬ世界となり極まりたり」(p. 108)ということになるのである。徂徠は、「商人の利倍を得る事、此の百年以来ほど盛なる事は、天地開闢以来、異

(5) 現代語では「当時」という言葉は過去について用いるが、徂徠は、一貫して彼にとっての「現在」について用いている。

国にも日本にも是なし」(p. 93)とする。そうした現状に対して、彼が根本的な改革案として提起するのは、「古の聖人の道」に回帰することである。⁽⁶⁾

「惣て天下国家を治むる道は、古の聖人の道にしくはなし。古の聖人、堯・舜・禹・湯・文・武・周公は、天下をよく治め給ひて、其道を後代に残し玉ふ。其道によらずして、是を救ふ道を知るべき様なし。此道を伝へ玉へるは孔子也。」(p. 88)

それでは、「古の聖人の道」への回帰とは何を意味するのか。

「聖人の治めの大綱は、上下万民を土に有つけて、其上に礼法制度を立る事、是治めの大綱なり。当時は此の二色欠たる所より、上下困窮の病も出来たる也。」(p. 90)「誠の制度といふ物は、往古をかんがへ未来をはかり、畢竟世界の末永く安穩に豊かなる様に、上の了簡を以て立置事也。」(p. 101)

すなわち、「衣服・家居・器物、或は婚礼・葬礼・音信・贈答・伴廻りの次第迄、人の貴賤・知行の高下・役柄の品に応じて、それぞれに次第有を制度とはいふ也。」(p. 100)

そうした「制度」は、厳しすぎても緩すぎてもならない。

「未来をはかる事は、制度は其御代の伝はらん限りは永く守るべき物なれば、兎

角質素なるがよきとて質素過て制度を立置く時は、世は末に成程文華になる物故、遂には其制度を破る事になるによりて、質素過て立たるは国久敷伝はらず。又人情は文華を好むとて、制度を華美すぎて立置く時は、国用はやく尽て宜しからず。故に文質の程らひをば、末へ伝はるべき程を考へて宜敷立置く時は、其御代永く伝はる事也。」(p. 101)

その「旅宿の境界」を改め「制度」を樹立する際において、まず必要なことは、先の引用でも触れられたように、庶民を「土に付る」ことである。

「治の根本に返りて法を立直すといふは、三代の古も異国の代々も又我国の古も、治の根本は菟角に人を地に付る様にする事、是治の根本也。人を地に付る仕形といふは戸籍・路引の二つ也。」(p. 38) ここで、「戸籍」とは「先は人別帳の事」(p. 39)であり、「路引」とは「旅人道中の切手」(p. 49)のことである。そして、庶民を「土に付る」なら「遊民」はいなくなる。

「治めの筋に心を入るといふは、……要をくくりていはば、田舎は農業、御城下は工商の業を勤めぬ者のなき様にする事、是第一也。一人も家業を勤めものなき時、人の心皆実に戻る故、万の悪事はみな是より消行事也。」(p. 43)

(6) 徂徠は、「聖人」をも完全に神格化するのではない。彼は、「聖人さへ過はある」(p. 210) ことを認める。

そうした、「旅宿の境界」を改めるという改革は、庶民対策としてのみ有効なのではない。その改革は、上は、徳川家・将軍にまで妥当するのである。

「公儀御身上のこと、……旅宿の仕形を改めずしては、……又元のごとく成べし。」
(p. 109)

「其旅宿の仕かけを改るといふは、御買上げをやむる事也。御買上げをやむる仕形は如何様なる事なれば、古三代の御代より、諸侯の国々は土産の貢物有。夫より已後歴代の帝王、又日本の古も郡県の世なれば、殊更国々より土産の貢を上ること、書籍の面に明白也。……土産の貢を上一人に奉る事、三代の昔より聖人の古法かくのごとし。是少も無理なる事に非ず、道理の当然、古今の定法也。」(p. 111)

そうすると、「御当家に成ては、大坂御陣の翌年東照宮御他界なる故、此制法定給ぬを例として、大名は貢を出さぬと心得居ること、大きな僻事也」(p. 112)ということになる。

「天下を被知召上は、日本国中は皆御国也。何もかも皆其物を直に御用被成事なる故、御買上げといふ事はなき筈也。……日本国中皆我国なれば、何もかも日本国中より出る物は我物なるを、人の物と思ひて買調ゆること、大き成取違なり。」(p. 92)

そうした「土産の貢物」とは、「たとへば越前よりは奉書・綿、会津よりは蠟・漆、南部・相馬よりは馬、加賀・上野よりは絹、仙台・長門よりは紙の類」(p. 112)である。

「禁裏」ではなく徳川家が「天下を被知召」しているのであり、「日本国中は皆御国」なのであるから、徳川家は、諸侯より上級の土地領有権者として、諸侯から「貢物」を受け取ることは当然であるというのが、徂徠の理解である。「聖人の古法」、「古三代の御代」の事例が、徳川家に対して、「最大の領主」であることを上回る位置づけを与える根拠とされていることになる。

また、「旅宿の境界」を改めて「制度」を樹立するという改革は、大名や旗本にも妥当する。

「諸大名身上の事、是又同断也。」(p. 116)
「昔は大名に物をつかはする事上策なれ共、今は諸大名の困窮至極に成たれば、身上をよくたもちて永々参勤交替のなる様にする事、是当時の良策成べし。」(p. 121)
「其仕形は是も公儀と同断にて、其国より出る物を直に取用ひて、物を調へぬ仕形有べし。家中の武士をば皆知行所に割くれて、面々知行所に居住し、城下へ勤番する様」(p. 121)にすべきなのである。

「御旗本の諸士の困窮を直すことは、……知行所に置て旅宿の境界を改むると、制度を立てるとにて、困窮は直るべし。」
(p. 122)

このように、「肝心の所は、世界の有様、当時は皆旅宿の境界なると、諸事の制度なきと、此二つに帰する事也。是によりて、戸籍をたてて、万民を住所に有付ると、町人百姓と武家との制度の差別を立てると、大名の家に制度を立てると、御買上げといふ事のなき様にする」と、大体是等にて世界はゆたかにゆり直るべ

し。其外の事は、是につれてをのづから直るべし」(pp. 325-6)ということになる。

以上の徂徠の根本的な改革案は、商品貨幣経済の作用範囲を狭め、現物経済の作用範囲を回復することであると要約できるであろう⁽⁷⁾。もっとも、彼は、商品貨幣経済を根絶してしまおうとするのではない。確かに「旅宿の境界」を改めて「人を地に付る」こと、そして「制度を立る」ことのためには、政治権力による強制が必要である。しかし、そうした強制は、商品貨幣経済のメカニズム——市場メカニズム——の探求のうえに提言されているのである。次節では、その点を見ていこう。

(三) 物価と貨幣

1. 需要と供給

徂徠は、「武家の輩、米を貴ぶ心なく金を太切の物と思ひ、是よりして身上を皆商人に吸取られて、日々に困窮する事也」(pp. 93-4)とする。すなわち、彼が生前に知りえた限りの享保期は、総体として「米安諸色高」であった。そうした物価状況は、年貢米を売って米以外の諸財を買う、武家の生活を直撃したのである。

そうした事態を、彼は、商品貨幣経済のメカニズムという観点からは、以下の3つの事

態に分解している。

「困窮の上にも近年困窮甚しく成たる子細三つ有。一つには金銀のかず減少したる事、二つには諸式の直断高直に成たる事、三つには借貸の道ふさがりて、少き金銀流通せざる事、是也。」(p. 124)

本稿では、この3つのうち、より根本的な事態である2つの事態、即ち第一の事態と第二の事態を取りあげ、後者について本項で、前者について次項で見る。

「諸色高」について、徂徠は、まず需要側の要因として、米以外の諸財への需要の増大をあげ、その根本的原因を「制度なき」ことに求め、「制度」の樹立を改革案として提示する。

その場合、米以外の諸財への需要の増大は、武家にのみよるのではない。「ぼていふり」等都市の下層庶民の消費水準も農村にいるときに対して向上するし、「少もよき町人」の消費水準は「金さへあれば大名と同じ事」(p. 127)になる。また、そうした消費水準の上昇は、農村にまで普及し、「田舎の者も御城下を見ならひて、是又金次第に、何事も江戸の町人にまけじおとらじと、奢をする」(p. 127)のである。

総じて、「制度たたざる時は、其数夥敷賤しき人が数少きよき物を用る故、事足らず。物の値も高直になる」(p. 103)ことになる。

(7) この改革の絶好機については、「太平策」に端的な叙述がある。

「茂卿が愚存には、嚴廟の末、憲廟の初を、よき時節の至極とす。それよりもはや三四十年来て、世界の困窮よほどつよく、高位の人に愚庸多ければ、もはやなりがたく思ひ侍る。然れども世界の困窮を救ふ道外になく侍るゆへ……下ならしをして見たらんには、今二十年ばかりまでの間はなるべきことなり。」(「太平策」p. 464)

以上で、「嚴廟」は四代将軍・家綱、「憲廟」は五代将軍・綱吉のこと。徂徠には、元禄期のブームに先立つ時期が、根本的な改革の絶好機であったという認識があったことになる。

「用る者多き故、諸色次第に高直に成たり。用る者多き事は、制度なきより起れり。」(p. 126)「上下の分別をたつる事は、上たる人の身を高ぶりて、下を賤むる心より制度を立るには非ず。惣て天地の間に万物を生ずる事、各其限あり。……一切の物みな各其限ある事也。其内によき物は少く、悪きものは多し。是によりて、衣服・食物・家居に至るまで、貴き人にはよき物を用ひさせ、賤しき人には悪敷物を用ひさす様に制度を立る時は、元来貴き人は少なく賤敷人は多きゆへ、少き人が少き物を用ひ、多き人が多き物を用ひて、道理相相応し行支なく、日本国中に生ずる物を日本国中の人が用ひて事足る事也。」(pp. 102-3)

一方、供給側の要因としては、以上の引用にも見られるように、「惣て天地の間に万物を生ずる事、各其限あり」することに求められる。その点に関する徂徠の叙述は、次のように、農林業産品の加工品についての、原材料の栽培の適地の限定性による、土地からの「収獲通減」の作用の原初的な表現であると読み取れないこともない。

「諸色を作り出す人も、代とつれて多く成たるゆへに、……人積ほどはあがらねども、天地より生る物には限ある故、用ゆる人多きによりて、かくのごとく上り

たる也。」(p. 127)

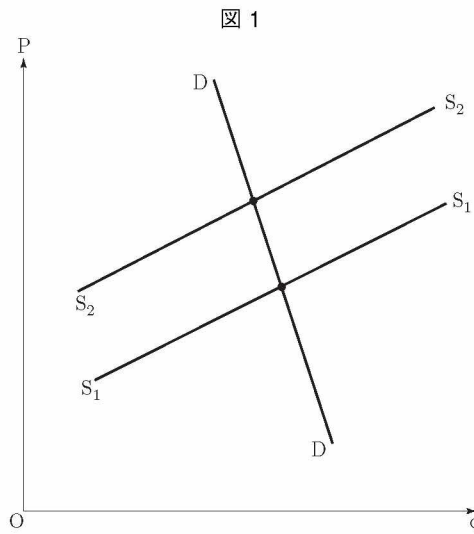
いずれにせよ、こうした需要・供給の状況のもとで、取引における武家の智慧は、「中々商人の智慧には及がた」(p. 129) いのである。したがって、武家の生計の根本的な改善は、彼らが、「旅宿の境界」を改めることと、米以外の諸財について「奢」を抑え、その所行地での自給性を高めるように、「制度」を樹立することに求める他ない。

「当時は旅宿の境界なる故、金なくてはならぬ故、米を売りにて金にして、商人より物を買ふて日々を送る事なれば、商人主となりて武家は客也。故に諸色の直段、武家の心儘にならぬ也。武家みな知行所に住する時は、米をうらずして事済む故、商人米をほしがる事なれば、武家主となりて商人は客也。されば諸色の直段は心儘になる事也。是皆古聖人の廣大甚深なる智慧より出たる万古不易の掟也。」(pp. 154-5)

以上のことがらを要約すれば、米については、武家の米以外の諸財に対する市場における需要を抑制・減少させることによって、彼らが何が何でも貨幣を入手しなければならないという状況を変え、米の売渡し市場を商人に有利な市場から、武家に有利な市場に変えることであると、言えるであろう⁽⁸⁾。それによって、結果的に、図1における供給曲線は、 S_1-S_1

(8) 「米価安」については、何よりも、17世紀以来の新田開発や、稲作の労働集約化による土地生産性の上昇を問題にしなければならない。しかし、徂徠はその点について触れていない。

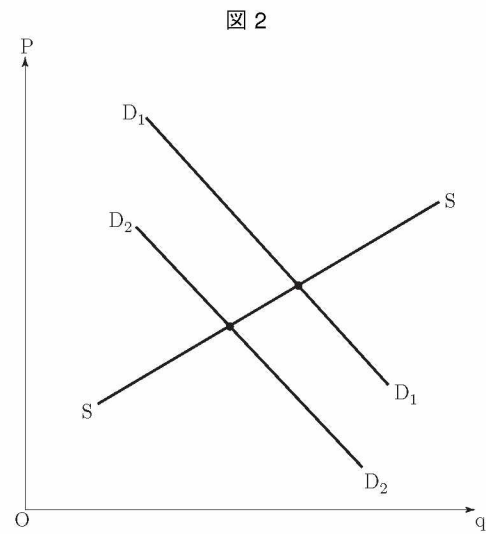
なお、1728(享保13)年に死した徂徠は、1732(享保17)年の「享保飢饉」を知りえなかった。



から S_2-S_1 ヘシフトするのである。また、米以外の諸財についての買上げ市場においては、図 2 における需要曲線を、 D_1-D_1 から D_2-D_2 ヘシフトさせることであると、言えるであろう。⁽⁹⁾

そして、そうした改革は、消費生活における身分的な秩序をも回復することになる。

「米を至極に高直にする時は、御城下の町人も皆雑穀を食することに成べし。されば君子小人の食物自然と分れて、是又古の道に叶ふ



事也。」(p. 155)

その場合、徂徠は、「殊に人の心はりつばを好み、見事なるをすく事人情なるゆへ、あまり粗相に立たる制度には、人の心すすまず悦ばざる事にて、必法の破るる事有べし」(p. 148)と指摘することを忘れないのである。

2. 貨幣の問題

a. 改革と貨幣

徂徠の貨幣に関する議論は、主要には、元禄

(9) 徂徠は、長期的な時間を問題にしているが、以上の 2 つの図で、供給曲線について、短期の供給曲線を用いた方が、彼の意図に近い説明ができる。一方、その 2 つの図では、米と米以外の諸財との需要の価格弾力性の違いを表現している。

また、米高によって下層庶民は米を買えなくなる、という事態を最終的な結果と考えれば、図 1 で、米に対する需要曲線も、若干は左下にシフトしていなければならないことになる。

なお、本文での次の引用で、徂徠が、「御城下の町人も皆雑穀を食することに成」としていることについて屁理屈をこねれば、「そうしたら、武家や百姓は米を自給できるのだから、武家や百姓が消費する酒を造るための造り酒屋による需要を除けば、市場において米の需要はなくなってしまふ。「米を至極に高直にする」どころではない」と言える。しかし、そうした徂徠の表現は、前近代の人々の表現は、ときに近現代の人々の感覚とは異なった誇張法をとるものだ、ということとして理解すべきであろう。徂徠が、「誰も米を買えないということは、米は全く売れないということだ」という、恐らくは、享保期の町人の子供達でさえ理解できたであろう理屈を理解できなかった人であったとは、到底考えられない。

の金貨の改鑄（1695年。慶長に対する悪鑄。）、正徳（1714年。元禄に対する良鑄。）・享保の改鑄（1716年。正徳に対するわずかの良鑄。）を受けておこなわれている。元禄金貨2両は、正徳金貨1両と交換された。

そうした、徂徠の貨幣問題に対する根本の判断は、実物と貨幣の完全な二分法を採るのではないが、「貨幣品位説」的なものではなく、「貨幣数量説」的なものであると言える。⁽¹⁰⁾

「只今金の員数、元禄金・乾金の時分の半分に減じ、銀は四宝の時の三步一なり。されば諸色の直段、元禄金・乾金の時分の半分より内にさがらねば、いまだ本の位に非ず。」（p. 125）

しかしながら、彼の貨幣に関する議論は、単純に「貨幣数量説」的な理解には還元できない。それは「制度」の欠如による商品貨幣経済の拡大という、前項で見た、より根本的な問題と結びつけられている。

「昔は在々に銭事の外払底にて、一切の物を銭にては不買、皆米麦にて買たる事、某田舎にて覚たる事也。近年の様子を聞合するに、元禄の頃より田舎へも銭行渡りて、銭にて物を買ふ事に成たり。」（p. 131）「是皆元来制度なきより起て、金さへあれば如何様の事もなるといふより、世界段々に奢に成たる故也。」（p. 133）

したがって、「諸色高」の解決のためには、⁽¹¹⁾「町人百姓共に、衣服は麻・木綿に限べし」（p. 151）といった規制をはじめ、「制度」を樹立する必要がある。徂徠は、「是町人百姓を悪むに非ず。彼等が身上も……奢によりて物入多く、暮しに物入る事今は常と成たれば、此制法出る事、彼等が為にもよき事也」（p. 152）とするのである。

そして、徂徠は、「百姓町人」についての「制度」の樹立と武家についての「制度」の樹立との関係について、以下のように述べる。

「先づ武家には制度を不立、只如比百姓町人に斗制法あらば、諸色殊の他に下直に成べし。左様にして四五年も武家に息をつかせ、その上にて武家の制度を委細に立たらば、御政道滞なく行わたるべき也。」（p. 152）

すなわち、徂徠は、まず為政者である武家を除外して、「百姓町人」による諸財への需要を減少させ、それによる「諸色」の低下によって武家の生計を建て直し、その後に「旅宿の境界」をなくし「制度」の全般的な樹立に向うという、改革のステップ的な実施を提起するのである。そして、そうした改革のステップ的な実施が必要とされるのは、前節での注（7）で見たように、享保期は、すでに改革の絶好期としては遅すぎるという判断によっている。彼は、根本的な改革は、遅くとも元禄

（10）徂徠の物価論・貨幣論、特に貨幣論については、野村（1938）第四章を参照。

（11）紙幅の関係で省略するが、この引用を含んだ段落は、逆に、享保期の上層町人の生活ぶりを窺うことができるという点から、大変に興味深い。

期の金貨・銀貨の改鑄によって徳川家・幕府が得た出目に「乗じて」、おこなわれるべきであったとするのである。⁽¹²⁾

「元禄の時分も金銀のふゑたる勢に乗じて、世界の旅宿を改め、物の制度を立たれば、世はかやうには成まじき事なり。當時とてもおなじく、旅宿の境界をやめて物の制度を立て、よくとくとゆりすはりたれば、金銀、元禄正徳の半減に成たりとても、世界も困窮すまじき事なれども、既にかくのごとく困窮したるを直さずしては、旅宿の境界をやむる事も、物の制度の立る事も甚以難き事也。」⁽¹³⁾ (pp. 135-6)

b. 応急的な貨幣政策

それでは、そうした根本的な改革に先立って、当面の応急策として採られるべき貨幣政策はどのようなものであろうか。

徂徠は、金貨の対銅銭価格を、「此三四十年斗已前までは、一両に五貫文」であったのが、「元禄の頃」からは「四貫文」となり、金貨の改鑄を予測して、「正徳の末に一步に六七百文」(p. 138)となったのが、享保期には「一両に四貫文の内外」(p. 138)となっているとする。徂徠の認識によれば、元禄期の金貨の改鑄に先立つ時期と比べて、享保期は、「金安銭高」になっていることになる。彼は、そうした銅銭を増鑄することによって、その対金貨価格

を低下させることを提言する。

「当時如何様の事をして世界をば賑はすべきと工夫するに、銭を鑄るにしくはなかるべし。」(p. 136)

「元禄已後」において「田舎まで商人行わたりて、田舎の者共、今は物を買ふ事を知たれば、不断の小用は銭にてたす事なる故、銭はみな其所々とどこほりて、御城下へは帰るかぬる」(pp. 138-9) こととなっている。そうした現状において、「今銭を夥敷吹出して、一両に七八貫文にしたらば、金銀の員数は半分に減じたれ共、位一倍によく成」(p. 137)のである。

すなわち、「金銀の誠の位といふ物は、銭高くなれば位さがりて金銀の威光働き少く、銭賤くなれば位あがりて金銀の威光働強くなる事にて、金銀の性のよきは何の詮もなき事也」(p. 137)なのである。「故に兎角銭をば至極の賤敷物に極めて、是をどだいにして、金銀の威光働の強き弱きは見る事也。」(p. 137)

以上のような政策は、「金遣い」を想定し、銀貨の存在を捨象して、また、銅銭による物価の非弾力性も捨象して、貨幣が、金貨と銅銭のみからなると単純化するなら、

$$\text{金貨による物価} = \frac{\text{金貨量}}{\text{金貨による諸財の取引量}}$$

(12) 以下の「金銀のふゑたる勢に乗じて」という議論には、他の解釈可能性もあるであろう。しかし、何よりも徳川家・幕府のために著わされた『政談』の性格からして、ここでは、「元禄金銀吹替られて、御蔵に金満たり」(p. 134)という状況を意味すると解釈する。

金貨量・銀貨量が増大すれば、物価も上昇するから、「金銀のふゑたる勢に乗じ」られるのは、短期的な事態である。徂徠は、「程なく大地震にて御蔵の金御普請に入り、其金民間にひろがり民間に金多くなる故、人弥奢て商人弥利を得」(p. 134) たのであるとする。

$$\text{銅錢による物価} = \frac{\text{銅錢量}}{\text{銅錢による諸財の取引量}}$$

の2つの式によって要約できる。徂徠は、貨幣の流通速度について触れていないし、金貨による購買者・販売者と銅錢による購買者・販売者とは、基本的には資金や所得の水準によって階層的に分離されている。また、ここでは、金貨によって取引される諸財と銅錢に

よって取引される諸財とは、「よき物」と「悪敷物」という品質までを考慮すれば、これも基本的には異なった財であると考えうる。そうした事情によって、こうした単純化が可能になるのである。

上記2式で、第1期とその次の第2期の存在を考え、金貨量は、その2つの期で変化しないが、銅錢については、第2期においては

(13) ところで、徂徠は、「米価安」について次のように述べる。

「金銀の数減少したる事、世界の困窮になる事は、金銀大分に持たる者皆半身代になるによりて、金を出して米を買ふことならず。是によりて米価下直に成ゆへ、武家も百姓も皆半身代になりて、世界困窮したる事也。」(p. 130)

一方、徂徠は、「諸色高」についてこうも述べる。

「世界皆かくのごとく成たる故、世界の金、人々に引はりたらず成、諸色も次第に高く成たる事なり。」(p. 133) (ここで、「かくのごとく」とは、「世界段々に奢に成たる」(p. 133) こと。)

経済の成長・発展を含む長期的な視点からすれば、米を含む諸財の取引量の増大は、「金銀の数」(貨幣数量。金や銀そのものの量ではない。)の増大を求める。そうしたなかで「金銀の数」が減少すれば、「金銀」(貨幣)の「価格」は相対的に上昇し、米を含む諸財の価格は相対的に低下する。

そうであるとすれば、以上の2つの説明のうち、「金銀の数減少したる事」と「米価下直に成」ことを結びつけた第一の説明の方が、説得力があることになる。

まず、「米安諸色高」という現象を離れて考えてみよう。そうすれば、武家のみならず百姓にとっても、市場への米の供給者にとっては、米以外の諸財の価格も低下するとは言え、「米価下直に成」ことは望ましくない。もっとも、市場での米の需要者である町人にとっては、米以外の諸財の価格も低下するもとの、「米価下直に成」ことは望ましいのである。第一の説明は、徂徠の武家の一員としての観点が一貫したものであり、武家の観点を町人にまで投影してしまったのであると考えれば、すっきりと理解できる。

そして、以上のような見方からすれば、「米安」については、実物的な要因のみでなく、第一の説明のように、貨幣的な要因をも含めて説明しうることになる。しかし、「諸色高」は、第二の説明のように、貨幣的な要因によっては説明しえないことになる。それは、前項で見たように、徂徠自らが述べているような実物的な要因——徂徠流に言えば、「世界段々に奢に成たる」ことそのもの——によるものとして、説明されるべきであることになるのである。なお、米価の問題については、注8を参照。

もっとも、18世紀前半の著作に、技術進歩にともなう財の供給条件の変化による価格の変化の問題や、経済の成長・発展にともなう貨幣に対する需要の変化、したがって、供給の変化の必要の問題についての明確な認識を求めることはできない。すなわち、徂徠の議論は、基本的には「貨幣数量説」的なものであるが、そうした問題に直面して、混乱してしまったのではないであろうか。そうした、「貨幣数量説」からの「おれ」は、引用した個所以外にも見られる。

なお、以上では、もっぱら徂徠の議論を、米や米以外の諸財の金貨・銀貨価格の問題に絞って考えた。そこで「金銀大分に持たる者皆半身代」になったと言えるか否かについては、「半身代」という表現そのものは誇張であるとしても、金貨・銀貨の対銅錢価格の変化の問題を考える必要がある。その点について、議論を単純化するために、徂徠にしたがって、金貨の対銀貨価格の変化の問題を捨象して、以下の本文で、彼の叙述を見てみよう。

増鑄がおこなわれており、そこでの銅銭量は第1期のそれを上回るとしてみよう。

そうすれば、第2期における金貨による物価は、第1期のそれから自生的に変化する要因を持たない。だが、銅銭の流通が極めて速やかであるとすれば、第2期における銅銭による物価は上昇するしかない。そして、物価の上昇と手間賃や労賃といった庶民の所得の上昇との間に1期の「ずれ」が存在するとするなら、銅銭の使用によって消費生活を営む庶民は、第2期において物価高に悩まされることになる。

しかし、そうした庶民の悩みは、徂徠にとってむしろ望ましいことである。以上の例解に続いて各期に銅銭の増鑄がおこなわれ、庶民の悩みを含んで、銅銭による物価が上昇していけば、金貨は相対的に「位」が上がっていき、銅銭は相対的に「位」が下がっていく。すなわち、銅銭による購買力は金貨によるそれに対して相対的に低下していき⁽¹⁴⁾。そして、銅銭の増鑄を停止する期を第n期とすれば、第n-1期までは、それらのそれぞれを使用する消費者の間の、消費生活における身分的な秩序が、幾分でも回復されていることになる。

応急的な政策の効果がより根本的な改革の効果と矛盾するなら、応急的な政策をおこなう意味はない。徂徠の銅銭増鑄案は、「旅宿の

境界」を改めて、「制度」を樹立するという、より根本的な改革と整合的であるから、意味を持つのである。

——以上、本節と前節で見た、「世界」を「ゆたかにやり直」すうえでの徂徠の改革案は、原理的であると同時に、注記した混乱を含みながらも、基本的には整合性を備えたものであったと言えるであろう。⁽¹⁵⁾

(四) ユートピア

商品の流通の拡大は貨幣を生み、貨幣の流通の拡大は、さらに資本——さしあたりは、商人資本・金貸資本——を生む。そうした、貨幣・資本の運動は、人々を相互に「他人」とし、「金さへあれば如何様の事もなる」という事態を生むことになる。

徂徠が、元禄期から享保期にかけて観察したのは、以上のような状況であった。そうしてみれば「旅宿の境界」という彼のキーワードは、「疎外 alienation」の概念に近似したものであったことが分かる。概念というものは、それが指し示す内容のみでなく、その内容に対する名付け方（ネーミング）も重要である。そうだとすれば、彼は、すでに18世紀の前半に、人々の疎外状況の初発的な発現を、極めて個性的な名付け方によって把握していたこ

(14) 金貨で所得を得て銅銭単位で購買する消費者の行動や、銅銭で分散的に購買して金貨で一括して販売したり、金貨で一括して購買して銅銭で分散的に販売したりする商行為もあるから、金貨と銅銭の具体的な相対価格が決定されるのである。しかし、徂徠の基本的な理解を問題とする本稿では、その点には踏み込まない。

(15) なお、徂徠の物価論・貨幣論を読むのを終えるにあたって付言しておけば、本稿では取りあげなかった、第三の事態である「借貸の道ふさが」っていることについての彼の議論（pp. 141-5）は、実に見事なものである。

とになる。

その場合、疎外の疎外たるゆえんは、当の疎外された人々が、自己を疎外された状況にあるとは認識せず、そうした状況を「手支ゆる事なく、何程大そう成事も忽の内に調りて、自由便当いふ斗なし」(p. 93) の、利便性の高い事態であると観念してしまうことである⁽¹⁶⁾。徂徠は、その点をも認識していた。「旅宿をも旅宿と心得る時は物入も少き事なるを、江戸中の者、旅宿といふ心は夢にもつかず、旅宿を常住と心得」(p. 91) ているのである。

それでは、そうした「旅宿の境界」を改め「制度」を樹立するという、徂徠の改革案はどのような性格のものだったのであろうか。

本稿では、それを、1つのありうる捉え方として、「ユートピア思想」であったと捉えてみよう。

「古の聖人の道」、すなわち「古三代の御代」における理想的な「制度」に回帰するという、

徂徠の根本的な改革構想は、そのユートピア思想的本性をまざまざと示している⁽¹⁷⁾。

もちろん、このように言うと、身分差別の肯定と、「民は愚かなる者にて、後の料簡なき物也」(p. 45) という「愚民観」にもとづいた彼の思想を「ユートピア思想」と呼びうるのか、という疑義が生じるであろう。たとえば、丸山真男は、政治論・経済論における徂徠を、「彼はまぎれもなく「反動的」思想家であった⁽¹⁸⁾」と規定している。丸山は、徂徠を「原始的な封建制の熱烈な讃美者⁽¹⁹⁾」であったと捉えるのである。戦時体制下に、日本における「封建的⁽²⁰⁾」なるものと知的に格闘していた彼にとって、そうした規定は当然のものであったであろう。

まして、戦後70年近くが経過した今日においては、徂徠による身分差別の肯定と、「愚民観」にもとづいた改革案は、「反動的」を越えて「戯画的」であるとも評しうる。今日の日本

(16) 本稿では、「自由」という概念の、近世語と近代語における意味内容や価値付けの差異の問題には、深くは踏み込まない。

ただ、徂徠の「自由」という概念は、彼の言う「制度」なき状態を示す。したがって、経済的側面に限って言えば、価値付けは全く逆でも、意味内容としては、消費の身分的秩序からの「自由」という、近代語的用語法と響き合うと考える。

なお、近世における「自由」概念については、川口(2001)を参照。

(17) 徂徠は、「太平策」において次のように述べる。

「右の如く制度を立替るは、王道の地を作るなり。この上に礼楽を以て治る心、王道の至極なり。」(「太平策」p. 485)

さらに、孔子が、「詩三百、一言以てこれを蔽う、曰わく思い邪なし」(『論語』(1963) p. 27) と語った詩。笙を吹き、詩(漢詩)を作った徂徠は、儒学の伝統にしたがって、「治」において芸術が持つ力を強く信じる人であった。

(18) 丸山(1983) p. 222.

丸山は、「反動的」という語に自らカッコをつけている。彼の徂徠に対する視線を端的に示すものである。

(19) 同上, p. 220.

(20) 徂徠自身は、「封建」という概念を「郡県」の概念と対応するものとして用いているが、ここでは「feudalism 的なもの」という意味である。上引の丸山の用法も同じである。

においては、農業の産業としての縮小によって、徂徠流の農本的な思想そのものが成立の根拠を失ってしまっている。そもそも、すでに享保期において、彼の思想は十分に「反動的」であったと言えるであろう。彼が、「封建制イデオログ」であったことそのものは疑いない。「世界」を「ゆたかにゆり直」すと言うとき、まずは、武家にとっての「世界」が問題であったのである。

しかし、徂徠は、単純な「封建制イデオログ」ではなかった。

その点を見るためには、本来、トマス・モアのユートピアが、人々の「自由」な生活に対する抑制・抑圧の強い社会であったことを思いだせばよい。ジョージ・オーウェルが、ジョナサン・スウィフトの『ガリヴァー旅行記』におけるフウイヌムとヤフーの社会に触れて述べているように、ユートピアとは「全体主義」的な性格を持たざるをえない社会なのである。⁽²¹⁾「全体主義」という概念があまりにも20世紀的であるとすれば、「人々の自由に対する強い抑制・抑圧が存在する社会」と言ってもよい。

遠い西欧でなく隣国である中国思想の例を見ても、『老子』の「小国寡民」⁽²²⁾のユートピアにおいては、「隣国相望み、鶏犬の声相聞こえて、民は老死に至るまで、相往来せず」⁽²³⁾とされる。

すなわち、隣国——「村」と呼びうるよう

な「小国」と考えてよい——相互が相手を窺いえ、鶏や犬の鳴き声が聞こえるほどであっても、その隣国相互で人は行き来してはならないと言うのである。隣国の桃は我国の桃より甘かろうとか、瓜は我国の瓜より大きかろうとかと考えて、隣国を訪れば、先に見た商品—貨幣—資本の発生のメカニズムが作動しだしてしまうことになるのである。

ユートピアをユートピアとして持続させるためには、「奢」に対する、社会の成員の強固な道徳的抑制が必要とされる。そして、そのユートピアの規模が大きければ、「上たる人、天下世界を苦しめ世話をし、代の久しく伝いて万民の永く安穩ならん事をはかりて、制度を立る事」⁽²⁴⁾ (p. 102)、すなわち、政治権力による人々の「自由」に対する強い抑制・抑圧が必要になってくるのである。その場合、「自由」とは直接には経済的な自由であるが、そうした自由に対する強い抑制・抑圧は、人々の政治生活・精神生活を含め、文化全体に及ばなければ機能しない。「制度」なきユートピアとは、「無何有郷」のなかのさらなる「無何有郷」でしかない。

人々が自由に生きようとするなら、「兎角金なければならぬ世界となり極まりたり」という嘆きを抱きつづけなければならない。一方、人々が「金なければならぬ世界」から逃れようとするなら、「制度」による人々の自由の強

(21) Orwell (1957) pp. 121–42 を参照。

(22) 『老子』(1973) p. 167.

(23) 同上, p. 167.

(24) 徂徠の「制度」概念を現代風に直せば、「市場システム」によらない財の配分方式であることになる。この点、小室正紀さんのご教示による。

い抑制・抑圧に耐えなければならないのである、とすることができる。

こうしたジレンマは、そうしたユートピアの「生産力」が低いから生まれる事態ではない。むしろ「生産力」が高ければ高いだけ、生産と消費における潜在的な選択可能性は増していくから、そうしたジレンマもより強くなるだけなのである。

——もちろん、徂徠が、20世紀における「科学」という名の「ユートピア」の行く末までを見通していたと言いたい訳ではない。⁽²⁵⁾しかし、彼は、文字通りに、ユートピアがその反面において持たざるをえない、人々の自由に対する強い抑制・抑圧の必要性を十分に自覚していた。そうした自覚のもとで、彼は、「万民の永く安穩ならん事」、すなわち、「治」のできる限りの継続と「乱」の回避を選択したのである。

徂徠は、以上のような意味において、今日の眼からしても、独自のユートピア思想家であったと言えるであろう。彼の思想形成が、文字通り「西欧経済思想導入以前」の日本において、独力によってなされたことを考えると、彼の思考の独創性は一層大きなものとなる。

徂徠の思想の時代的限界性を示す身分差別の肯定は、「現状の無原則な肯定」ではなかった。真に優れた思想においては、その「特殊」なるもの——ここでは、極めて堅固な封建的外皮——のうちにこそ、「普遍」なるものが隠⁽²⁶⁾されているのだと、考えるのである。

(経済学部教授)

参 考 文 献

- 荻生徂徠(1973)「弁道」(西田太一郎校注)以下に所収。吉川・丸山・西田・辻編『荻生徂徠』(『日本思想大系 36』)岩波書店。
——(1973)「弁名」(西田太一郎校注)『荻生徂徠』『大系』本に所収。
——(1973)「太平策」(丸山真男校注)『荻生徂徠』『大系』本に所収。
——(1973)「政談」(辻達也校注)『荻生徂徠』『大系』本に所収。
——(2011)『政談——服部本』(平石直昭校注)東洋文庫・平凡社。
今中寛司(1997)『徂徠学の史的研究』思文閣。
宇野弘蔵(1977)『経済原論』岩波書店。
川口浩(2001)「江戸時代の「自由」の語義について」『日本経済思想史研究』第1号。
小島康敬(1987)『徂徠学と反徂徠』ぺりかん社。
小室正紀(2007)「西欧経済思想導入以前の日本経済思想」以下に所収。八木紀一郎編『非西

(25) もっとも、徂徠は、日本における近世の終焉と、近代の開始に関連して「不気味」な警告をおこなっている。

「天下の諸大名皆々御家来なれ共、官位は上方より綸旨位記を被下事なる故、下心には禁裏を誠の君と存る輩も有べし。当分唯御威勢に恐れて、御家来分に成たるといふ迄の事抔と心得たる心根うせずんば、世の末に成たらん時、安心なりがたき筋も有也。」(p. 160)

(26) 武家は、諸種の特権を有するとともに、為政者として、「万民」に対して真のノブレス・オブリージュを負うのである。

なお、言うまでもなく、今日も残る各種の差別を肯定したりなどするのは全くない。ただ、前近代の思想の読み解きにおいて、それを、我々が近現代において獲得した価値観によって直ちに裁断することの速断性を言うのみである。

欧圏の経済学——土着・伝統的思想とその
 変容』（『経済思想 11』）日本経済評論社。
 杉山伸也（2012）『日本経済史 近世—現代』岩
 波書店。
 田原嗣郎（1991）『徂徠学の世界』東京大学出
 版会。
 辻達也（1973）「『政談』の社会的背景」『荻生
 徂徠』『大系』本に所収。
 野口武彦（1993）『荻生徂徠——江戸のドンキ
 ホーテ』中央公論社。
 野村兼太郎（1938）『荻生徂徠』三省堂。
 平石直昭（1984）『荻生徂徠年譜考』平凡社。
 ———（2011）「解説」『政談——服部本』に
 所収。
 前田勉（2006）『兵学と朱子学・蘭学・国学——
 近世日本思想史の構図』平凡社。
 丸山真男（1983）『日本政治思想史研究』東京
 大学出版会。
 ———（1973）「太平策考」『荻生徂徠』『大
 系』本に所収。
 吉川幸次郎（1973）「徂徠学案」『荻生徂徠』『大
 系』本に所収。
 『老子』（1973）（小川環樹訳注）中公文庫・中
 央公論社。
 『論語』（1963）（金谷治訳注）岩波文庫・岩波
 書店。
 Orwell, G., (1957) *Politics vs Literature:
 An Examination of Gulliver's Trav-*

els, 以下に所収。 *Inside the Whale and
 Other Essays*, Penguin Books.

＊『政談』の引用は平石校注本による。そ
 の際、闕字・平出・擡頭は捨象し、（ママ）「・」
 （原写本作成者による補訂）（・）（校注者による
 補足）も明記しなかった。また、引用において「、」は「,」に変え、振り仮名を省略した。
 さらに、引用頁を注で示すと煩雑になるので
 引用の直後に（・）で頁を入れた。なお、平
 石校注本の存在は、小室正紀さんにご教示頂
 いた。

「太平策」の引用は丸山校注本による。『政
 談』と合わせるため、筆者が「カタカナ」を
 「ひらがな」に変えた。また、「、」は「,」に
 変え、振り仮名を省略した。

引用にあたり、「、」を「,」に変え、振り仮
 名を省略したことは、『老子』小川訳注本・『論
 語』金谷訳注本についても同様である。

いずれも、本稿を読みやすくするためであ
 るので、御寛恕願いたい。